

秘密指定解除

公文書監理室

秘

無期限

アジア局長

参事官

~~総務参事官~~

北東アジア課長

原爆医療班派遣について

43.3.19

北東アジア課

19日午、厚生省公衆衛生局企画課

横山課長補佐は北東アジア課を来訪

本件に関し、説明に次の如く語った。

1. 本件に関しては、既に重比良より企画課

長への御尋ねの際、^御説明申し上げた

が、厚生省として、問題があると思われる

点を研記した(別添のとおり)。

2. 念のため日本の原爆医療の実態は以下
に示すと。

の通りである。

●(1) 被爆者数

● 原爆医療法にいう被爆者約30万人

その内訳

(1) 認定被爆者 4,000人

(2) 関連 " 260,000人

(3) 一般 " 36,000人

(1, 2, 3の定元については後日書教を届
ける。)

(4) 潜在被爆者 約4万人

(2)

● 現在の資料は以下のとおり。

(1) 認定被爆者については「原爆災無料

月額3,400円の医療手当支給年2回以上健

康診断

(2) 関連被爆者については

医療費無料、年2回以上健康診断

(1) 一般被爆者については

年2回以上の健康診断

□ 43年度より施行予定の改正では次のとおり

認定被爆者

・生活給として月1万円、介護手当最高
月額9千円、医療手当最高月額5千円

関連被爆者

・65年以上あるいは母子世帯の者には
月額3千円の健康増進手当
・介護手当

3. なお医師の派遣については、厚生大臣

の審問機関である原爆医療委員会と

(その人選について)

内口打合わせが済むことが将来的にも
望ましいと云える。

原爆医療班派遣方針について

在韓木村大使館要請の首題については次のような内容
と定かあると思われ。

一、現行の「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」および

四三年度より施行予定の「原子爆弾被爆者に対する

特別措置に関する法律」は何れも屬地法であつて、在日韓

国人もこの措置をうけることが可能である。また、この

法律の立論の根拠は、今日なお被爆の影響下 さら

まゝに在る者の有する特殊なニーズに着目してとられ

特別な措置であつて、被爆者に対する補償の意味は全く

ない。

二、従つてもし在韓の被爆者に対して何らかの医療を提供する

場合にも、純粹の技術協力の移すことかのがましいと

考えられる。

三、このような技術協力が既存の技術協力システムに乗せられ

るかどうが慎重に検討する必要がある。

四、これらの問題が解決できたとしても、韓国における原爆被

爆者を確認する方法をとりかへして行なうかは困難な問
題であらう。

五、現在原爆医療に關する専門医は相当数いるが、系遺医
師の選定は、例えば現行医療法に基いて設置されている
原爆医療審議会が行なうのが適当であつて、木村大使が
あざむいた専門家中とくに「原田東峴」は当之无愧に
る過去の実績に徴して不当であると思われ。

厚生省公衆衛生局企画課長

江崎時彦